

さいたま市保健所 精神保健課の事業概要

さいたま市保健所精神保健課における保健事業についての概要を記載しております。

各事業統計については、「保健事業統計～保健所・母子保健課・保健センター～」をご覧ください。

1 精神保健相談

(1)相談支援

市民や関係機関からの精神保健福祉に関する相談(電話、メール、来所面接、訪問)に応じている。

〈 根拠法令等 : 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(以下:精神保健福祉法)第 46 条、第 47 条 〉

(2)事例検討会

処遇困難事例への対応方針を協議するため、定例で関係職員による事例検討会を実施している。

〈 根拠法令等 : 令和 5 年 11 月 27 日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知に基づく保健所及び市町村における精神保健福祉業務運営要領 〉

2 精神保健福祉法に基づく申請・通報対応

精神保健福祉法第 22 条から第 26 条の 3 までの申請、通報、届出を受理し、調査に基づき、精神保健診察を実施し、入院措置等を行っている。

〈 根拠法令等 : 精神保健福祉法第 22 条、第 23 条、第 24 条、第 25 条、第 26 条、第 26 条の 2・3、第 27 条、第 28 条、第 29 条、第 29 条の 2 〉

3 受診援助

医療を必要とする方に対し、受診に関する相談・支援を実施している。

〈 根拠法令等 : 精神保健福祉法第 46 条、第 47 条 〉

4 精神科救急情報センター

平成 15 年 11 月 1 日から、埼玉県とさいたま市が共同で「埼玉県精神科救急情報センター」を設置し、夜間・休日の市民等からの緊急的な精神科医療相談に関する助言や、必要に応じ医療機関の紹介を行っている。また、警察官通報(精神保健福祉法第 23 条)の対応も行っている。

〈 根拠法令等 : 平成 20 年 5 月 26 日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知に基づく精神科救急医療体制整備事業実施要綱 〉

5 措置入院者退院後支援事業

措置入院者の社会復帰の促進等を図ることを目的として、退院後に必要な医療等の支援を継続的かつ確実に受けられるよう、支援体制や関係機関の役割分担を検討しながら退院後支援に関する計画を作成し、支援を実施している。

〈 根拠法令等 : 平成 30 年 3 月 27 日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知に基づく地方公共団体による精神障害者の退院後支援に関するガイドライン 〉

6 普及・啓発

(1)はあといきいきプロジェクト

市民への精神保健福祉の普及・啓発を行うことを目的として、精神疾患等に関する講演会等を実施している。

〈 根拠法令等 : 精神保健福祉法第 46 条の 2、令和 5 年 11 月 27 日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知に基づく保健所及び市町村における精神保健福祉業務運営要領 〉

(2)家族教室

統合失調症患者の家族を対象に、疾患についての正しい知識、対応の仕方の習得及び家族の健康の向上を目的に家族教室を実施している。

〈 根拠法令等 : 精神保健福祉法第 46 条の 2・第 47 条、令和 5 年 11 月 27 日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知に基づく保健所及び市町村における精神保健福祉業務運営要領 〉

(3)講師派遣

関係団体や市民及び関係各課からの依頼により、講師派遣を行っている。

〈 根拠法令等 : 精神保健福祉法第 46 条の 2、令和 5 年 11 月 27 日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知に基づく保健所及び市町村における精神保健福祉業務運営要領 〉

7 技術協力

精神保健福祉に関する専門相談機関として、保健センター、障害者総合支援センター及び各区役所支援課への助言等を行っている。また、家族会や社会復帰施設等の関係機関への支援も行っている。

〈 根拠法令等 : 精神保健福祉法第 46 条の 2、令和 5 年 11 月 27 日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知に基づく保健所及び市町村における精神保健福祉業務運営要領 〉

8 法定提出書類

市内の精神科病院等から、措置入院・医療保護入院・応急入院に関する届け出を受理し、さいたま市精神医療審査会へ進達している。

〈 根拠法令等 : 精神保健福祉法第 33 条の 2・6、第 38 条の 2・3 〉

9 医療観察対象者の社会復帰の促進のに向けた支援

医療観察制度は、「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」に基づき、心身喪失または心身耗弱の状態で、重大な他害行為を行った人に対して、適切な医療を提供し、社会復帰を促進することを目的としている。

保健所では、保護観察所等の関係機関と連携しながら、入院中から会議等に参加し、退院後は訪問、面接等により支援を行っている。

〈 根拠法令等 : 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律 〉